

第 1 号訪問事業（介護予防訪問サービス）
重要事項説明書

社会福祉法人 備前市社会福祉協議会

第 1 号訪問事業（介護予防訪問サービス）重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	備前市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	岡山県備前市東片上 1 2 6 番地
法人種別	社会福祉法人
電話番号	0 8 6 9 - 6 4 - 3 0 3 3

2. 事業所の概要

岡山県知事指定事業所名称	備前市社会福祉協議会訪問介護事業所	日生サテライト	吉永サテライト
主たる事務所の所在地	備前市東片上 1 2 6 番地	備前市日生町日生 6 3 0	備前市吉永町三股 1 9
岡山県知事指定事業所番号	3371100037		
電話番号	0869-63-8177	0869-72-2510	0869-84-9558

- (1) 当事業所の運営方針 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、備前市が定める基準及びその他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村、地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら利用者の生活機能の維持または向上を目指したサービスの提供に努める。要支援状況等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- (2) 開設年月 平成 17 年 9 月 1 日
- (3) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
[訪問介護] 平成 12 年 4 月 1 日指定

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 岡山県備前市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
受付時間	月～金 8 時 30 分～17 時 15 分
サービス提供時間帯	月～金 8 時 30 分～17 時 15 分
休 日	土・日曜日と祝祭日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日

※ただし、利用者の要望には柔軟に対応します。

4. 職員の体制

	資格	兼務	常勤	非常勤
管理者		1 名以上		
サービス提供責任者	介護福祉士		1.5 名以上	
従事者	介護福祉士、 介護従事者初任者研修修了者等			20 名以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、
 (1) 利用料金が総合事業から給付される場合
 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の割合負担に応じて介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

○身体介護
 入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助
 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。

※上記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

☆ サービスの実施頻度は、介護予防サービス計画（ケアプラン）において、以下の支給区分が位置づけられ、1 週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防訪問介護計画において具体的な実施日、1 回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

☆ ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、個別サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度とご利用時間に応じて異なります。）

訪問介護員による身体介護・生活援助

	要介護度	事業対象者	要支援 1	要支援 2
週 1 回程度	1 回あたりの金額	2,870 円	2,870 円	2,870 円
	提供回数が月 4 回超 (月額)	11,760 円	11,760 円	11,760 円
週 2 回程度	1 回あたりの金額	2,870 円	2,870 円	2,870 円
	提供回数が月 8 回超 (月額)	23,490 円	23,490 円	23,490 円
週 3 回程度	1 回あたりの金額	2,870 円		2,870 円
	提供回数が月 12 回超 (月額)	37,270 円		37,270 円

短時間サービスの場合（短時間で提供される生活援助等）

20 分未満のサービス 1 回あたり	1,630 円
--------------------	---------

1 月につき 22 回まで算定可能

分		加 算
初回加算	「新規に当事業所と契約した場合」または「利用者が過去 2 ヶ月の間に、当訪問介護事業所から訪問介護サービスを受けていない場合」に、訪問介護計画を作成した利用者に対して初回に実施した訪問介護と同月内時に、サービス提供責任者が「サービスを提供」または「他の訪問介護員等がサービスを提供する際に同行訪問」した場合に加算されます。	2,000 円
生活機能向上 連携加算 (I)	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることが出来る体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）した場合に加算されます。	1,000 円※ 1 月に 1 回に限り算定可
生活機能向上 連携加算 (II)	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることが出来る体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）した場合に加算されます。	2,000 円 ※ 1 月に 1 回に限り算定可

口腔連携強化 加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。	500 単位/回 ※ 1 月に 1 回に 限り算定可
業務継続計画未実施減算	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の場合	所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
介護職員等処遇 改善加算（Ⅰ）	介護職員等の処遇改善・資質向上のための加算となります。（令和 6 年 6 月から）	介護報酬総額 × 24.5%
介護職員等処遇 改善加算（Ⅱ）	介護職員等の処遇改善・資質向上のための加算となります。（令和 6 年 6 月から）	介護報酬総額 × 22.4%
介護職員等処遇 改善加算（Ⅲ）	介護職員等の処遇改善・資質向上のための加算となります。（令和 6 年 6 月から）	介護報酬総額 × 18.2%
介護職員等処遇 改善加算（Ⅳ）	介護職員等の処遇改善・資質向上のための加算となります。（令和 6 年 6 月から）	介護報酬総額 × 14.5%

（２）総合事業の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

（３）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

ー 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10 キロメートル以上は 1 キロメートルにつき 20 円を加算する。

（４）キャンセル料について

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

但し、ご利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)

6. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び備前市等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。当該事故の状況および事故に際して採った処置について記録し、また、利用者に対する提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 虐待の防止、ハラスメント行為について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。また、ハラスメント行為についても同様に対応します。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 従業員からのハラスメント防止に努め、必要な研修等を実施しています。
- (5) 従業員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

8. 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めます。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講じます。平常時の感染予防対策の実施、感染症発生時の医療機関や保健所、事業所関係課等との連携、行政等への報告等も実施いたします。ご本人及びご家族等の方で、熱発や風邪症状などの感染症の疑いがある場合は、事業所にご報告いただきますようご協力をお願いいたします。

10. 秘密保持

従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持することを厳守します。また、従業者が退職した後も、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

1 1. 緊急時の対応方法

利用者へのサービス提供中に容体の変化等があったとき、及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等のへ連絡を行う等、必要な措置を講じます。		
利用者の主治医	所属医療機関	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話	
緊急連絡先 1	氏 名	
	住 所	
	電 話	
緊急連絡先 2	氏 名	
	住 所	
	電 話	

1 2. 苦情申立窓口

利用者相談窓口	安藤 妙子 (サービス提供責任者)	電話 (0869) 63-8177
		時間 8:30~17:15
ひだすき作業所 (知的障害者通所授産施設)	西岡 靖晃 (第三者委員)	電話 (0869) 63-0751
		時間 8:30~17:00
備前市社会福祉事業団	松本 好章 (第三者委員)	電話 (0869) 64-1335
		時間 8:30~17:00
備前市民生委員児童委員 協議会	大村 恭子 (第三者委員)	電話 (0869) 64-3033
		時間 8:30~17:00
備 前 市 役 所	保健福祉部 介護福祉課 介護保険係	電話 (0869) 64-1828
		時間 8:30~17:15
岡山県国民健康保険 団体連合会	介護・障害者総合支援課 (介護サービス苦情処理)	電話 (086) 223-8811
		時間 8:30~17:15
岡山県社会福祉協議会	岡山県運営適正化委員会	電話 (086) 226-9400
		時間 8:30~17:15

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、第1号訪問サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 ⑧

【利用者】 氏 名 印

【代理人】 氏 名 印

【家 族】 氏 名 印